

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月修正案概要

<R2.3 三重県石油コンビナート等防災本部員会議資料>

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月修正案概要

1 中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所の廃止に伴う修正

中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所（現在は、中部電力株式会社尾鷲三田工事業所。以下、「尾鷲三田火力発電所」という。）は、発電事業の廃止に伴い、燃料である石油を貯蔵または取り扱う危険物施設を令和元年9月に廃止し、これにより尾鷲三田火力発電所は石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所の要件を満たさなくなりました。

これに伴い同発電所長に三重県石油コンビナート等防災本部の本部員からご退任いただくとともに、関連箇所の修正をすることとしたい。

○第1章 総則

第5節 特別防災区域の概況

- ・特定事業所数、石油の貯蔵・取扱量を削除（尾鷲） 【新旧対照表 P1】
- ・中部電力(株)尾鷲三田火力発電所を削除 【新旧対照表 P4】

○第2章 防災組織

第1節 防災本部

- ・本部員及び幹事の数を変更 【新旧対照表 P6】
- ・中部電力(株)尾鷲三田火力発電所長を削除 【新旧対照表 P7】

○第3章 災害想定

第1節 概要、第2節 対象施設と災害想定の手法

第3節 平常時の事故を対象とした評価

第4節 地震動(短期)による災害の評価

第5節 津波による災害の評価

- ・危険物施設等の廃止により該当箇所を削除 【新旧対照表 P8～18】

○第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

- ・本部員及び幹事の数を変更 【新旧対照表 P22】

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

- ・通報系統図を変更（尾鷲） 【新旧対照表 P23】
- ・三重紀北消防組合消防本部を削除 【新旧対照表 P24】

2 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正

令和元年5月31日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されました。また、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から発表されることとなりました。

これに伴い「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置について追加することとしたい。

○第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

- ・「南海トラフ地震臨時情報」に関する内容へ変更 【新旧対照表 P20】
- ・防災本部配備基準に追加 【新旧対照表 P21】
- ・現地本部設置基準に追加 【新旧対照表 P22】

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

- ・連絡を行う情報等の種類に追加 【新旧対照表 P24】

第4節 自然災害応急対策計画

- ・特定事業所及び防災関係機関の講ずる措置に追加 【新旧対照表 P25, 26】

○第4章 災害予防計画

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

- ・訓練内容に追加 【新旧対照表 P19】

○第7章 東海地震応急対策

- ・「南海トラフ地震臨時情報」に関する変更 【新旧対照表 P27, 28】

3 その他の修正

○第1章 総則

第5節 特別防災区域の概況

- ・特定事業所数及び石油の貯蔵・取扱量等の変更（四日市臨海）【新旧対照表 P1】
- ・特定事業所位置図の変更（四日市臨海）【新旧対照表 P2】
- ・特定事業所一覧の変更（四日市臨海）【新旧対照表 P3】
- ・指定公共機関の名称変更等 【新旧対照表 P5】